

## 調査の概要

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象としています。

### 3 調査期日

平成22年2月1日

### 4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施しました。

### 5 数値について

(1) 統計数値については、項目ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

(2) 「結果の概要」中の表について、増減率、構成比等は、原数値により計算しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合があります。

(3) 解説及び統計表中に用いた記号は以下のとおりです。

「0」… 単位に満たないもの。

「-」… 調査は行ったが、事実のないもの

「▲」… マイナス表示

「X」… 経営体等の調査客体が少ないため秘密保護上数値を公表しないもの。

なお、秘匿箇所の数値が、他の数値との関連で判明する場合は、判明しないように必要箇所を秘匿しています。

## 6 数値の比較について

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため比較する際には、留意する必要があります。

臨時雇い数  
雇用者数

2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りに把握しているが、2005年農林業センサスでは、それぞれ区分して把握している。

このため、2005年農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性がある。